

浄化槽保守点検及び清掃業務委託仕様書

1. 委託場所

- (1) 鎌先温泉公衆便所（白石市福岡蔵本字鎌先一番58-5）
単独10人槽 点検回数年間12回
- (2) 小原温泉公衆便所（白石市小原字湯元23-1）
合併18人槽 点検回数年間12回
- (3) 御廟の森公衆便所（白石市福岡蔵本字勝坂8）
合併18人槽 点検回数年間12回
- (4) 馬牛沼公衆便所（白石市斎川字馬牛1-3）
単独50人槽 点検回数年間12回
- (5) 材木岩公衆便所（白石市小原字上台27-3）
単独150人槽 点検回数年間12回
- (6) スパッシュランドパーク（白石市小原字西川久保）
合併25人槽 点検回数年間12回
- (7) スパッシュランドパーク憩いの館（白石市小原字西川久保）
合併25人槽 点検回数年間26回
(環境省関係浄化槽施行規則第6条第2項の表に規定する浄化槽)
- (8) 材木岩公園農家レストラン（白石市小原字上台39-7）
合併14人槽 点検回数年間12回
- (9) 若林公園トイレ（白石市大鷹沢大町字若林134-1）
合併18人槽 点検回数年間12回
- (10) 不伐の森公衆便所（白石市福岡八宮字川原子）
合併14人槽 点検回数年間12回
- (11) 有害鳥獣解体処理施設（白石市福岡八宮字弥治郎東40-63）
合併7人槽 点検回数年間12回
- (12) 斎川チェーン着脱所（白石市斎川地藏院前）
合併90人槽 点検回数年間12回
- (13) 小原お試し住宅（白石市小原字町57）
合併5人槽 点検回数年間12回
- (14) 総合福祉センター（白石市福岡蔵本字茶園62-1）
合併144人槽 点検回数年間26回
(環境省関係浄化槽施行規則第6条第2項の表に規定する浄化槽)

- (15) 大平小学校（白石市大平森合字権現山1）
合併137人槽 点検回数年間26回
（環境省関係浄化槽施行規則第6条第2項の表に規定する浄化槽）
- (16) 白川小学校（白石市白川津田字大淵30）
単独70人槽 点検回数年間12回
- (17) 小原小・中学校（白石市小原字伊勢原道上1）
合併50人槽 点検回数年間12回
- (18) 大平公民館（白石市大平中目字西田7）
単独130人槽 点検回数年間12回
- (19) 白川公民館（白石市白川津田字内堀6-1）
合併35人槽 点検回数年間12回
- (20) 小原公民館（白石市小原字中北前田3-2）
合併35人槽 点検回数年間12回
- (21) 白石市グラウンド・ゴルフ場（白石市大鷹沢大町字若林地内）
合併21人槽 点検回数年間12回
- (22) 白川保育園（白石市白川津田字大淵1-3）
合併14人槽 点検回数年間12回
- (23) 大鷹沢保育園（白石市大鷹沢三沢字竹の中1-1）
単独30人槽 点検回数年間12回

2. 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 委託内容

- (1) 本業務は、本仕様書記載の浄化槽について、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく、保守点検、清掃及び汚泥の収集運搬を適正に行い、浄化槽の正常な機能を維持し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守しなければならない。

- (3) 保守点検は、環境省関係浄化槽施行規則第6条第2項の表に規定する「スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一にあげるものを除く）」については2週間に1回、その他の浄化槽については毎月1回実施し、設置者にその結果報告書を提出する。
- (4) 清掃は、環境省関係浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に従い実施し、汚泥汲み取りも行うこと。
- (5) 浄化槽の使用又は管理について、緊急を要する場合は設置者の求めに応じ、必要な場合都度、技術者を派遣すること。
- (6) この仕様書に明記されていない事項又は業務について、疑義が生じた場合は、受注者と協議の上、決定するものとする。